

令和8年度 ケアプランデータ連携システム活用促進モデル事業者募集要項

1 目的

急速に進む高齢化によって介護需要が高まる一方、人口減少から介護人材の大幅な不足が見込まれている。今後、介護人材を増やし続けていくことは困難であることから、介護分野における生産性の向上は不可欠となっている。

そこで介護サービス事業所職員の事務負担の軽減を図るため、「ケアプランデータ連携システム」を活用し、今後の本県のモデルとなる介護事業所の姿を示すことで、他の事業所・地域に当該システムの利用を促進していくことを目的に当事業を実施する。

2 事業内容（時期については、予定）

モデル事業者は、県が業務委託するコンサルタントの協力のもと、「ケアプランデータ連携システム」を導入・活用し、以下の内容を実施する。なお、協力するコンサルタントの費用については、県が負担する。

(1) 課題分析【7月～8月】

コンサルタントと協議を行い、課題分析を実施すること。

(2) 業務改善策の検討【8月～10月】

課題に対する業務改善計画を策定すること。

(3) 業務改善策の遂行【10月～1月】

業務改善計画に基づき、業務改善策を遂行すること。介護ロボット及びICTの導入にかかる費用についてはモデル事業者の負担とするが、「埼玉県介護テクノロジー定着支援事業費補助金」に基づき、県がその一部を補助することができる。

(4) 効果検証・報告【11月～2月】

業務改善策の効果について検証を行い、その結果を別途定める報告書により報告すること。

(5) 事業所見学会の開催【随時】

県内の介護サービス事業者等が実際の現場を見学し、課題分析、業務改善等の方法について見識を得られるよう、事業所見学会を開催すること。

(6) 成果報告会への参加【3月】

県が開催する成果報告会に出席し、発表を行うこと。

3 事業実施期間

本事業の実施期間は、モデル事業者選定の日から令和9年3月末までとする。

4 募集対象事業所及び募集数

(1) 募集対象事業所

埼玉県内に所在する「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」(ケアプランデータ連携標準仕様)の対象となる介護サービス事業所(別添参照)

(2) 募集数

7モデル地域

(参加を希望する事業者を、各モデル地域に振り分けてグループ化する作業は原則として県が行う。グループ分けについて希望がある場合には別途事前に県へ相談すること。)

5 応募資格

4の事業所を運営し、かつ2の「事業内容」を実施できること。

6 提出書類

本事業に応募する者は、以下の書類正本1部を提出すること。

なお、申請に必要な経費は申請者の負担とする。

(1) モデル事業所指定申請書

ア モデル事業所指定申請書(様式1)

イ 事業計画書(様式2)

(2) 事業者概要

ア 法人定款

イ 直近2か年の法人決算書の写し

ウ その他(組織図、パンフレット等)

(3) 提出期限

令和8年5月29日(金) 12時00分 必着

(4) 提出方法

電子メール

(5) 提出先

埼玉県 福祉部 高齢者福祉課 施設・事業者指導担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

e-mail: a3240-22@pref.saitama.lg.jp

7 選考方法

(1) モデル事業所の選定

モデル事業所の決定に当たっては書面審査を実施する。

次の(2)に示す審査項目のほか、地域バランス等を含めて総合的に判断する。

選定結果については、全ての応募者に書面で通知する。

(2) 審査項目

- ア 事業を実施する上で十分な組織体制であること。
- イ 事業内容・事業趣旨を十分に理解していること。
- ウ 事業所での取組が県内の見本となる意欲が十分であること。
- エ 介護従事者の負担軽減に資する取組を行っていること。

8 スケジュール

日 程	内 容
令和8年4月22日(水)	公募開始
令和8年5月29日(金) 12時まで	申請書の受付期限
令和8年6月上旬	審査結果発表

9 申請者の失格

次のいずれかに該当する場合には、申請を受け付けないこととする。

また、モデル事業者として決定後、次のいずれかに該当することとなった場合、又は該当していたことが明らかになった場合には、その決定を取り消す。

- (1) 応募資格の各項目を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 破産等、補助対象事業の履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、申請及び事業の実施に当たり著しく信義に反する行為があった場合

10 その他

- (1) 申請は、同一事業者であっても、県内に複数の対象事業所を有する場合は、それぞれの事業所において申請が可能なものとする。
- (2) 事業所見学会等の実施に当たり、使用する資料に係る印刷製本費その他関連する費用はモデル事業者の負担とする。
- (3) 申請書は、本事業のモデル事業者の選定以外の目的に使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合がある。

(4) 提出期限を過ぎて提出された申請書は無効とする。また、提出後の差替え及び再提出は認めない。ただし、県の指示による場合はこの限りでない。

11 問合せ先

埼玉県 福祉部 高齢者福祉課 施設・事業者指導担当

住所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-3254

e-mail：a3240-22@pref.saitama.lg.jp

【居宅介護支援事業所との連携対象となるサービス種類】

介護給付			予防給付			介護予防・日常生活支援総合事業		
サービス種類	連携対象		サービス種類	連携対象		サービス種類	連携対象	
11	訪問介護	○				A1	訪問型サービス（みなし）	○
12	訪問入浴介護	○	62	介護予防訪問入浴介護	○	A2	訪問型サービス（独自）	○
13	訪問看護（※定期巡回連携型も対象）	○	63	介護予防訪問看護	○	A3	訪問型サービス（独自／定率）	○
14	訪問リハビリテーション	○	64	介護予防訪問リハビリテーション	○	A4	訪問型サービス（独自／定額）	○
15	通所介護	○				A5	通所型サービス（みなし）	○
16	通所リハビリテーション	○	66	介護予防通所リハビリテーション	○	A6	通所型サービス（独自）	○
17	福祉用具貸与	○	67	介護予防福祉用具貸与	○	A7	通所型サービス（独自／定率）	○
21	短期入所生活介護	○	24	介護予防短期入所生活介護	○	A8	通所型サービス（独自／定額）	○
22	短期入所療養介護（介護老人保健施設）	○	25	介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）	○			
23	短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	○	26	介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	○			
2A	短期入所療養介護（介護医療院）	○	2B	介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	○			
31	居宅療養管理指導	○	34	介護予防居宅療養管理指導	○			
71	夜間対応型訪問介護	○						
76	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○						
72	認知症対応型通所介護	○	74	介護予防認知症対応型通所介護	○			
78	地域密着型通所介護	○						
73	小規模多機能型居宅介護	○	75	介護予防小規模多機能型居宅介護	○			
68	小規模多機能型居宅介護（短期利用）	○	69	介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）	○			
77	看護小規模多機能型居宅介護	○						
79	看護小規模多機能型居宅介護（短期利用）	○						
33	特定施設入居者生活介護	対象外	35	介護予防特定施設入居者生活介護	対象外			
27	特定施設入居者生活介護（短期利用）	○						
36	地域密着型特定施設入居者生活介護	対象外						
28	地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）	○						
32	認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	対象外	37	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	対象外			
38	認知症対応型共同生活介護（短期利用）	○	39	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）	○			
41	特定福祉用具販売	対象外	44	特定介護予防福祉用具販売	対象外			
42	住宅改修	対象外	45	介護予防住宅改修	対象外			
51	介護福祉施設サービス	対象外						
52	介護保健施設サービス	対象外						
53	介護療養施設サービス	対象外						
54	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	対象外						
59	特定介護サービス等	対象外	59	特定介護サービス等	対象外			
81	市町村特別給付	対象外	81	市町村特別給付	対象外			
						A9	その他の生活支援サービス（配食／定率）	対象外
						AA	その他の生活支援サービス（配食／定額）	対象外
						AB	その他の生活支援サービス（見守り／定率）	対象外
						AC	その他の生活支援サービス（見守り／定額）	対象外
						AD	その他の生活支援サービス（その他／定率）	対象外
						AE	その他の生活支援サービス（その他／定額）	対象外
						AF	介護予防ケアマネジメント	対象外
43	居宅介護支援	対象外	46	介護予防支援	対象外			

※保険外サービスも連携対象外

「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」（令和5年6月厚生労働省老健局）別紙より抜粋